

農地転用届出に必要な書類

(受付随時)

1. 届出の区分

- (1) 所有者が転用する場合……………農地法第4条の転用届出書 2部
- (2) 所有権を移転または使用収益権を設定して転用する場合
……………農地法第5条の転用届出書 3部

2. 申請書の添付書類

- (1) 位置図(所在地を中心とした、縮尺1/5,000程の地図) 1部

(以下、事例に応じて各1部添付)

- (2) 届出者が窓口に来られない場合……………委任状、印鑑証明書
- (3) 届出者が市外居住者の場合……………住民票
- (4) 受人が法人の場合……………定款の写し
- (5) 登記情報の住所と現住所が異なる場合……………住所移転等が確認できる書類

(登記事項の住所から現住所までの移転が分かるもの)

例) 住民票または戸籍の附票

町名改正の場合、町名改正証明書

- (6) 土地区画整理事業区域内を転用する場合……………仮換地証明書
- (7) 権利や仮登記等が設定されている場合……………受人の確認書

※これ以外の書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：弘前市農業委員会 事務局 40-7104

岩木分室 82-1621

相馬分室 84-2111